2026年度　第３回
市有財産（土地・建物）売却
一般競争入札【募集案内】

１　入札参加申込の受付期間

2026年10月20日（火）から2026年11月16日（月）（必着）

２　受付場所

豊岡市役所 本庁舎 ３階　行政管理部 資産活用課

豊　　岡　　市

お問い合わせ先
〒668-8666　豊岡市中央町２番４号 （申込及び入札に関すること） 　行政管理部 資産活用課　TEL　0796-21-9129（直通） （物件に関すること） 　教育委員会 教育施設課　TEL　0796-29-0040（直通）

目　　次

項　　目			ページ
１　物件の一覧			１
２　物件調書・位置図・参考図			２
３　物件に関する注意事項			６
４　入札参加申し込みから物件の引渡しまでの流れ			７
５　売却募集要領			８
	１	売却の方法	〃
	２	入札に参加する者に必要な資格	〃
	３	入札参加申し込み	〃
	４	入札	９
	５	開札	１０
	６	契約の締結	１１
	７	契約保証金	〃
	８	契約条件	〃
	９	契約に必要な費用	１２
	１０	売買代金の納入	〃
	１１	所有権の移転・物件の引渡し	〃
	１２	注意事項	〃
	１３	関係連絡先（市役所内のみ）	〃
市有財産売買仮契約書（案）			１３
参加申込書類等一式			２１
	１	入札参加申込書	２２
	２	誓約書（入札参加申込用）	２３
	３	豊岡市税の調査に関する同意書	２４
	４	入札書	２５
	５	入札書封入用封筒に貼付する表書き	２６
	６	市有財産売却の入札における注意事項	２７
利用計画書（落札者提出書類）			２９

１　物件の一覧

入札に付する物件は、次のとおりとします。

<table>
<tr><th>物件番号</th><th>所　在　地</th><th>公簿地目</th><th>公簿面積(㎡)</th><th>予定価格(円)</th></tr>
<tr><td rowspan="2">26-2</td><td rowspan="2">豊岡市土渕字田向１番５</td><td>学校用地</td><td>3,718</td><td rowspan="2">10,290,000
(消費税込み)
内訳：
土地　4,900,000
建物　4,900,000
建物消費税　490,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">建物
① 幼稚園棟
鉄筋コンクリート造
陸屋根・瓦葺
平家建
413.15

② プール附属棟
鉄筋コンクリート造
合金メッキ鋼板葺
平家建
82.00</td></tr>
</table>

※　物件の詳細については、物件調書をご覧ください。

※　建物はすべて未登記です。

※　幼稚園棟については2023年３月末まで中筋幼稚園舎として、プール附属棟については2024年９月頃まで中筋小学校のプールの附属施設として使用していましたが、現在は空き家の状態です。

※　予定価格は、プール附属棟や遊具等を撤去するとした場合の撤去費用相当額を控除したものです。(実際に撤去するかどうかは買受人の自由であり、市が撤去することはありません。)

※　売買契約価格の内訳は、落札価格を上記の予定価格内訳で按分計算した価格とします。

２　物件調書・位置図・参考図

物　件　調　書

物件番号	26-2					
土地の状況	所　在　地		豊岡市土渕字田向１番５			
	土地の面積		公簿面積	3,718 ㎡	現況面積	3,718.74 ㎡
	土地の地目		公簿地目	学校用地	現況地目	宅地
	法令に基づく制限	都市計画法・建築基準法	都市計画区域	非線引都市計画区域		
			用途地域	指定なし		
			指定建蔽率	60%		
			指定容積率	200%		
			防火地域等	指定なし		
		その他の制限	・都市計画法第 29 条、土壌汚染対策法、県緑条例、市開発条例、市景観条例、市屋外広告物条例等によること。 ・盛土規制法　宅地造成等工事規制区域			
	供給処理施設の整備状況		電　　気	関西電力		
			上水道	要引込		
			下水道	引込済		
			都市ガス	未整備		
			既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、市では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。（12 ページ「13. 関係連絡先（市役所内のみ）」を参照）			
	接道状況		・北側　市道　土渕線　W＝約４ｍ　建築基準法 42-1-1 道路			
	アクセス		・ＪＲ山陰本線「国府駅」から車で約５分（約 2.5km） ・北近畿豊岡自動車道「但馬空港 IC」から車で約４分（約 2.1km）			
	校　　区		（小）中筋小学校　（中）豊岡南中学校			
建物等の状況	幼稚園棟	構　　造	鉄筋コンクリート造　陸屋根・瓦葺　平家建			
		延床面積	413.15 ㎡			
		建築時期	1983 年（昭和 58 年）			
	プール附属棟	構　　造	鉄筋コンクリート造　合金メッキ鋼板葺　平家建			
		延床面積	82.00 ㎡			
		建築時期	2005 年（平成 17 年）			
	工作物等		プール（25ｍ×６レーン及び幼児プール）、プレハブ倉庫２庫、うさぎ小屋、遊具（うんてい、滑り台、はん登棒、ジャングルジム、２連ブランコ、３連低鉄棒、タイヤ 20 本）、立木 10 本、植栽			

特記事項	１．土地に関する事項 ⑴　現状有姿のまま引渡します。現況をよくご確認のうえ、お申し込みください。 ⑵　物件の南及び西側に幅約0.5mの排水路が存しています。当該排水路は物件の宅地部分より低位に位置しているため、宅地と一体的な利用が困難であることから、実質的に潰れ地となっています。 ⑶　プールサイドへの入り口に設けられた階段が、隣地（市有地）へ越境しています。売却後直ちに是正する必要はありませんが、今後の撤去方法については、市と協議してください。 ２．建物に関する事項 ⑴　幼稚園舎は屋根の防水、内装、電気設備の修繕等、過去から継続的に修繕を行っており、急を要する修繕箇所は見受けられません。但し、築後43年が経過しており、経年相応に老朽化した建物です。 ⑵　幼稚園舎におけるアスベスト含有建材の使用については調査を行っていませんが、建築時期から使用されている可能性があります。 ⑶　プール附属棟は急を要する修繕箇所は見受けられませんが、築後21年が経過しており、経年相応に老朽化した建物です。 ⑷　現在、上水道は給水されていますが、当該上水道は隣接する小学校の敷地に引込まれているものであるため、今後新たに上水道を引込み直す必要があります。 ⑸　下水道は、敷地北側（市道土渕線）から引込済です。 ⑹　建物内には、幼稚園で使用していた備品等の一部を残置したままです。 ３．その他の事項 ⑴　当該物件は、文部科学省の公立学校施設整備費補助金を受けて整備されたものであるため、引渡しに際しては、事前に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づく財産処分について文部科学省の承認が必要となります。 　そのため、売買契約に際しては、買受人（落札者）は市と仮契約を締結し、財産処分手続きが完了した後に、本契約を締結することとします。 　財産処分の申請手続きは仮契約締結後に市が行いますが、申請から承認までに約４か月を要します。 ⑵　買受人（落札者）は、市が指定する日までに落札物件の利用計画書（29ページ）を提出いただく必要があります。 ⑶　電気について、買受人が小売事業者を選択することができます。

本調書は、物件の概要を把握していただくための参考資料です。

現地の状況及び利用制限等については、必ず入札参加者ご自身で調査・確認のうえ、お申し込みください。なお、現況と異なる場合は現況を優先します。

位　置　図　・　参　考　図

【位置図（広域）】

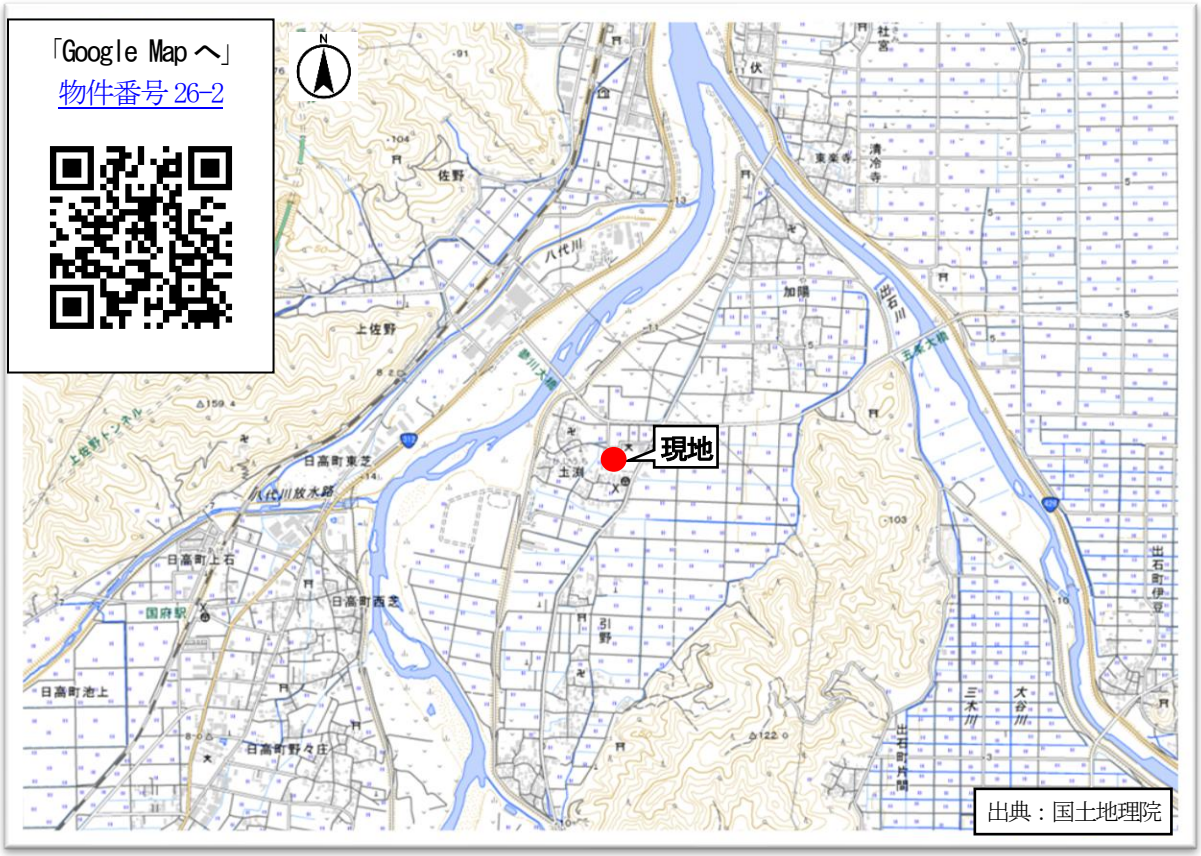

【位置図（拡大）】

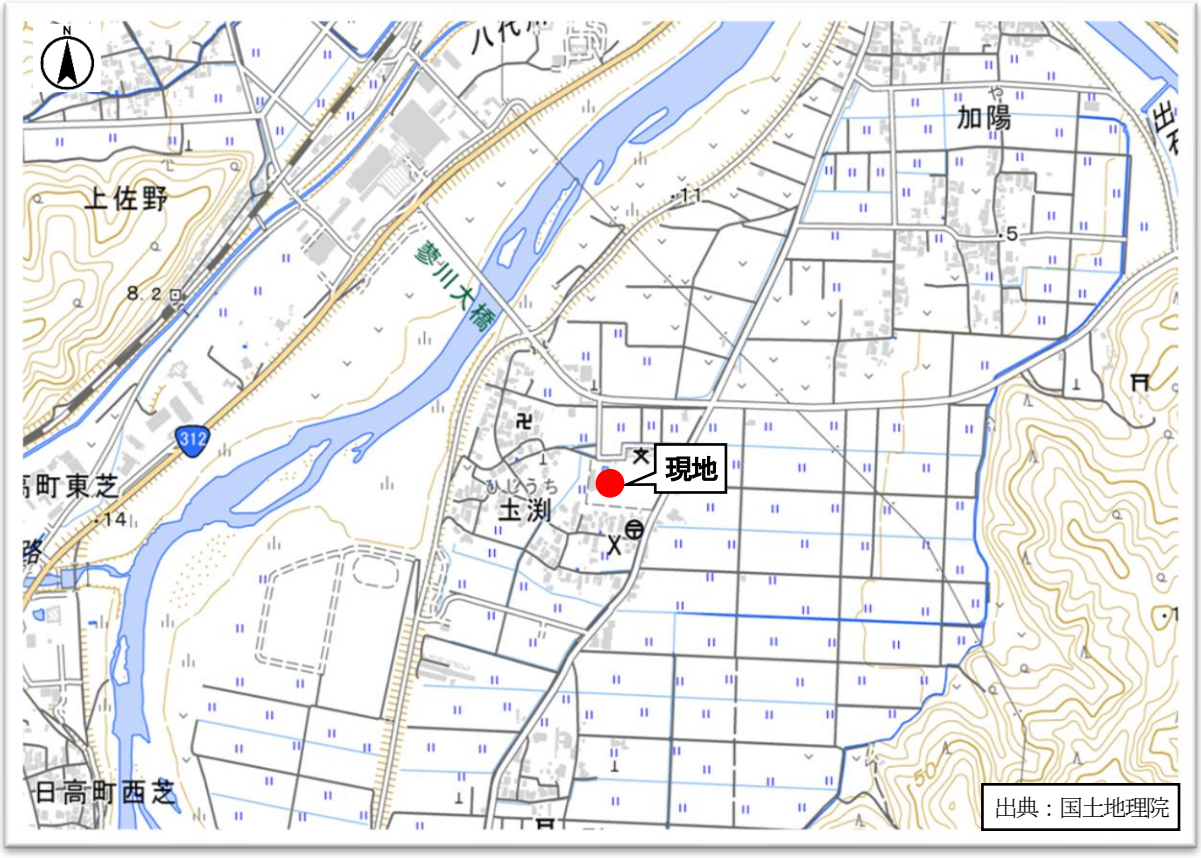

【参考図（航空写真）】

３　物件に関する注意事項

⑴　土地に係る土壌汚染調査、地質調査及び地下埋設物調査については、物件調書に記載がない限り、市は実施していません。

⑵　土地及び建物の利用にあたっては、物件調書に記載の事項以外にも都市計画法、建築基準法、消防法、文化財保護法等の法令及び各地方公共団体の条例等により、規制、指導がなされる場合がありますので、詳細は所管行政庁にお問い合わせください。

⑶　建物が未登記の場合、市は表題登記を行いません。不動産登記法では、表題登記がない建物を取得した者は取得日から１か月以内に表題登記を申請しなければならないと定められています。

⑷　建物へのアスベスト（石綿）の使用状況等については、専門機関又は専門業者による詳細な調査は実施していないので、アスベスト（石綿）の使用の有無については不明です。

⑸　建物の耐震診断については、物件調書に記載がない限り、市は実施していません。

⑹　建物等を解体撤去する場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届出が必要となるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物の適正な処理が義務付けられます。

⑺　買受人は、売買物件に含まれる建物、工作物及び建物に付帯する諸設備等が現状のまま引き渡されることを十分に理解し、これを使用する場合において必要となる修繕や整備、安全性の確保については、自らの負担と責任において行うものとします。

⑻　電柱等の移転・撤去、立木の伐採、雑草の草刈、切り株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸など地下・地中・空中工作物の補修・撤去などの負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体の如何を問わず、市は一切行いません。

　越境物の処理についても、買受人において相隣関係で話し合ってください（契約後に判明した場合も同様）。また、ゴミ集積所などがある場合、これらの移動等についても買受人が設置者と話し合ってください。

⑼　売買物件に係る土地利用に関し、隣接土地所有者及び地域住民との調整等については、すべて買受人において行ってください。

⑽　物件調書と現状が相違している場合は現状を優先します。落札者は、面積その他物件調書に記載した事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することは一切できません。

⑾　防災情報は、兵庫県ＣＧハザードマップ（※①）・豊岡市防災マップ（※②）等でご確認ください。

※① … https://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/cg-hm/

※② … https://www.city.toyooka.lg.jp/bosai/1019913/bosaimap/index.html

４　入札参加申し込みから物件の引渡しまでの流れ

1　募集案内配布期間	2026年10月19日（月）午前９時～2026年11月16日（月）正午まで ・配布場所　市ホームページからダウンロードしてください。 （https://www.city.toyooka.lg.jp/shisei/shiyuzaisan/1018914/1039070.html）
2　申込書等受付期間	2026年10月20日（火）～2026年11月16日（月）までの開庁日時 ・現地、物件調書及び物件の注意事項をよくご確認いただいたうえで、22ページからの入札参加申込書等に必要事項を記入し、必要書類を添えて、豊岡市行政管理部資産活用課へ直接持参するか、配達記録の残る方法により、郵送をお願いします。 ・郵送の場合は、上記期間内に到着したものに限ります。
3　開札及び結果の通知	2026年11月17日（火）　午前９時から開札 ・豊岡市役所本庁舎内の会議室にて開札します。 ・入札者には、結果を文書で通知します。
4　仮契約の締結及び財産処分の申請	・市有財産売買仮契約を締結します。 ・仮契約締結後、市が財産処分の申請を行います。（約４か月）
5　契約保証金の入金及び本契約の締結	・財産処分手続きの完了後、契約保証金（契約金額の１割）の納付書を送付しますので、書類の受取日から７日以内に契約保証金を納入してください。 ・市が収入を受けた日が、本契約日となります。 **※　売買代金の一括払いを希望される場合は、別途指定します。**
6　売買代金の支払期限	本契約日から60日以内 ・本物件の売買代金（契約保証金差引後の額）の納付書と登録免許税（登記費用）の納付書をお渡しします。 **※　売買代金の一括払いを希望される場合は、別途指定します。**
7　物件の登記	・本物件の売買代金の支払いが確認できたとき、所有権を移転し本物件を引渡します。 ・本物件の売買代金の領収書と登録免許税の領収証書をご持参ください。 ・登記手続きは市が行いますが、諸費用（登録免許税）は買受人の負担となります。
8　物件の引渡し	・登記完了後、必要書類をお渡しします。

※　詳細は、次ページからの「５　売却募集要領」をご覧ください。

５　売却募集要領

１．売却の方法

一般競争入札の方法により買受人（落札者）を決定します。
落札者の決定方法については、「５．開札」をご確認ください。

２．入札に参加する者に必要な資格

物件の売買代金の支払いが可能で、次に掲げる事項に該当する個人又は法人

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当しないこと。
⑵　過去２年間に、豊岡市市有財産売払いに関し、競争入札の公正な執行を妨げ、若しくは落札者の契約を妨げ、又は正当な理由なく契約を履行しなかった（落札したが契約を締結しなかった場合を含む）ことがないこと。
⑶　国税及び地方税を滞納していないこと。
⑷　破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申立てをしていないこと。
⑸　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと。
⑹　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員その他反社会的団体及びそれらの構成員又はこれらのものから委託を受けた者でないこと。
⑺　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条第１項に規定する観察処分の決定を受けた団体及びそれらの構成員又はこれらのものから委託を受けた者でないこと。
⑻　破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第５条第１項に規定する処分を受けた団体及びそれらの構成員又はこれらのものから委託を受けた者でないこと。
⑼　購入する財産を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に定める風俗営業、同条第５項に定める性風俗関連特殊営業、その他これらに類する営業の用途に供しようとする者でないこと。
⑽　購入する財産を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定める一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を処理するための用途に供しようとする者でないこと。

３．入札参加申し込み

⑴　申込受付期間及び時間

2026年10月20日（火）から2026年11月16日（月）の、午前９時から午後４時30分まで

土曜日、日曜日及び祝日の受付は行いません。上記期間内に下記申込先で受付完了したものに限ります。

郵送の場合は、**配達記録の残る方法**により送付してください。

⑵　申込先（問い合わせ先）

〒668－8666
兵庫県豊岡市中央町２番４号
豊岡市 行政管理部 資産活用課 資産活用係（豊岡市役所本庁舎３階・窓口４番）
電話　0796-21-9129
E-mail　shisan@city.toyooka.lg.jp

⑶　提出書類

ア　入札参加申込書　…22ページ
イ　誓約書（入札参加申込用）（共有の場合、該当者全員分）　…23ページ
ウ　税の滞納がないことの証明書等（共有の場合、該当者全員分）

＜個人＞

①豊岡市に納税があり、個人事業主等で所得税等の申告をしている場合

・豊岡市税の調査に関する同意書　…24ページ

・「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない納税証明書［その３の２］　…所管税務署発行

②豊岡市に納税があり、所得税等の申告がない場合

・豊岡市税の調査に関する同意書　…24ページ

③豊岡市に納税がなく、個人事業主等で所得税等の申告をしている場合

・居住市町村の市町村税の完納を証する証明書（滞納のない証明）

・「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない納税証明書［その３の２］　…所管税務署発行

④豊岡市に納税がなく、所得税等の申告もない場合

・居住市町村の市町村税の完納を証する証明書（滞納のない証明）

＜法人＞

①豊岡市に納税がある場合

・豊岡市税の調査に関する同意書　…24ページ

・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない納税証明書［その３の３］　…所管税務署発行

②豊岡市に納税がない場合

・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない納税証明書［その３の３］　…所管税務署発行

エ　住民票（共有の場合、該当者全員分）

（法人の場合、法人・商業登記簿謄本、若しくは登記事項証明書（履歴事項全部証明書））

オ　入札書（**指定する封筒に入れること**）　…25ページ

※　ウ、エについては、提出時３か月以内に発行されたものに限ります。

※　市は、提出された書類等を返却しません。

⑷　申し込みにあたっての留意事項

ア　入札参加希望者は現地を十分にご確認のうえ、お申し込みください。なお、物件の内覧が必要な場合は対応させていただきますので、募集案内表紙の物件に関するお問い合わせ先までご連絡ください。

イ　申し込みの取り下げは、受付期間内に限って行うことができます。

ウ　１物件に対して２者以上の連名（共有）による申し込みも可能です。この場合、連名（共有）者全員が「２．入札に参加する者に必要な資格」を満たしていることが必要です。

※　落札者として決定された場合、その申込者の氏名により契約・登記を行いますので、申し込みが連名（共有）であれば、所有権移転登記も共有名義となります。

※　売買代金のお支払いに際し、夫婦等の共有名義での住宅ローンを考えられている場合、必ず連名（共有）でお申し込みください。

エ　書類に不備があった場合は、入札に参加できません。

オ　市有財産の売買契約、所有権の移転登記は、入札参加申込名義人のみ行えます。

カ　入札申込者に関する情報等の問合せについては、一切お答えできませんので、ご了承ください。

４．入札

⑴　基本事項

ア　入札は、受付期間中に所定の入札書の持参（郵送の場合は**配達記録の残る方法**）により受け付けます。

イ　入札書の作成・提出の際は、27ページからの「市有財産売却の入札における注意事項」を

ご確認ください。

ウ　入札参加者が連合し、または不穏な行動をする等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期、もしくは中止することがあります。

エ　一度提出した入札書は、これを書き換え、差し替えまたは撤回することができません。

オ　入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期、または中止することがあります。

⑵　入札書の作成方法

ア　入札書は本書25ページを使用してください。

イ　入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字（０、１、２、３・・）の字体を使用し、最初の数字の前に￥マークを記入してください。

ウ　入札書の記載にあたっては、次の点に留意してください。

㈠　入札する物件は、１ページに掲げる物件とします。

㈡　年月日は、記入日とします。

㈢　入札書には、入札者の住所及び氏名（法人の場合は所在地、名称及び代表者の職氏名）を記入のうえ、必ず実印を押印してください。

エ　入札書の作成には、鉛筆等容易に記載内容が消える筆記具を使わず、ボールペンを使用するなど記載内容が容易に消えない筆記具を使用してください。

⑶　無効とする入札

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア　入札参加資格がない者のした入札

イ　入札書を所定の日時までに提出しなかった入札

ウ　入札者が同一物件について２通以上した入札

エ　連合その他の不正行為によってされたと認められる入札

オ　入札書に入札金額、￥マーク、入札年月日、入札者の住所、氏名（法人の場合は所在地、名称、代表者職氏名）及び押印のない入札またはこれらが分明でない入札

カ　入札書に記載された入札金額が訂正されている入札

キ　アからカまでに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

５．開札

⑴　基本事項

ア　開札にあたっては，入札事務担当者を含めた複数の職員が立ち会います。

イ　開札の立会いは認められません。

ウ　落札者となるべき同一価格の入札者が２者以上いる場合には，入札担当者を含めた複数の職員がくじ引きで落札者を決定します。

⑵　開札日時

2026年11月17日（火）午前９時

⑶　開札場所

豊岡市中央町２番４号　豊岡市役所本庁舎内　会議室

⑷　落札者の決定方法

市が定めた予定価格以上で、かつ、有効な入札のうち、最高金額の入札者を落札者とします。

⑸　開札結果

開札した場合に、落札者があるときはその者の氏名(法人の場合は名称)及び落札金額を、落札者がないときはその旨を、開札に立ち会った者に知らせます。

入札参加者へは、落札の成否、落札者及び落札金額を示した通知を送付します。

また、開札結果（落札の成否、応札者数及び落札金額など）について、市ホームページにて公表します。

６．契約の締結

⑴　落札者は市と売買契約（仮契約）を締結し、公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続きが完了した後に、売買契約（本契約）を締結することとします。

⑵　落札者には、開札結果と共に市有財産売買仮契約書を送付します。

⑶　財産処分手続きの完了後、契約保証金（契約金額の１割）の納付書を送付しますので、書類の受取日から７日以内に契約保証金の納入と、市有財産売買本契約の締結を行っていただきます。

なお、希望により売買代金を一括でお支払いいただくことも可能です。希望される場合は、その旨を入札参加申込書に記入してください。

⑷　仮契約締結時に持参いただくもの

ア　登録印鑑（実印）

イ　印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）　※ 提出時、３か月以内に発行されたもの

ウ　市有財産売買仮契約書に貼付する収入印紙

必要となる収入印紙の額は次のとおりです。

契約金額		収入印紙の額
100万円超	500万円以下	１千円
500万円超	1,000万円以下	５千円
1,000万円超	5,000万円以下	１万円
5,000万円超	１億円以下	３万円

⑸　本契約締結時に持参いただくもの

ア　登録印鑑（実印）

イ　契約保証金の納入済通知書兼領収書

市が発行する納付書により事前に金融機関で納入後、納入済通知書兼領収書を提示してください。

７．契約保証金

⑴　契約保証金は、契約金額の１割以上の額とし、売買代金の一部に充当します。

⑵　契約保証金には、利息を付しません。

⑶　契約者が本物件の売買代金を納入期日までに納入しないなどの理由により、市有財産の売買契約を解除した場合、契約保証金は市に帰属します。

⑷　売買代金を一括でお支払いいただく場合は、契約保証金は必要ありません。

８．契約条件

⑴　本件契約には、次の条件を付します。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動に利用する用途に使用してはならない。

イ　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条第１項に規定する観察処分の決定を受けた団体及びそれらの構成員がその活動に利用する用途に使用してはならない。

ウ　破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第５条第１項に規定する処分を受けた団体及びそれらの構成員がその活動に利用する用途に使用してはならない。

エ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する業の用途に使用してはならない。

オ　アからエに掲げるもののほか、公序良俗に反する用途に使用してはならない。
カ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を処理するための用途に使用してはならない。
キ　所有権を第三者へ移転する場合は、アからカまでに掲げる使用の禁止を書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して、アからカまでの定めに反する使用をさせてはならない。
ク　本物件を第三者に使用させる場合は、当該第三者に対してアからカまでの定めに反する使用をさせてはならない。
ケ　市は、土地の定着物その他一切の残置物について、所有権を主張せず、買受人の負担により、買受人がこれを処分することに異議を申し立てない。

⑵　市有財産売買契約には、その他にも各種条件を付けますので、詳細は、13ページからの「市有財産売買仮契約書（案）」をご確認ください。

９．契約に必要な費用

次に掲げる契約費用及び公租公課は買受人の負担となります。

⑴　市有財産売買仮契約書に貼付する収入印紙の費用　（※詳細は前述６⑷ウを参照）

⑵　所有権の移転登記に必要な登録免許税

所有権の保存登記・移転登記を行う際に必要な税金です。課税標準価格に、土地の場合は1.5%、建物の場合は2.0%を乗じて得た金額となります（売買代金ではありません）。

⑶　本物件の引渡しの日（代金完納日）以後の公租公課（不動産取得税、固定資産税）

１０．売買代金の納入

本物件の売買代金（契約保証金額との差額）は、本契約の締結日から60日以内に納入いただきます。なお、売買代金を一括でお支払いいただく場合は、別途指定します。

１１．所有権の移転・物件の引渡し

⑴　本物件の売買代金が支払われたときに所有権が移転するものとし、同時に本物件を引渡します。

⑵　本物件は現状有姿のまま引渡します。

⑶　所有権の移転登記手続きは市が行いますが、登録免許税等諸費用は買受人の負担となります。

１２．注意事項

６ページに記載する内容について、再度ご確認ください。

１３．関係連絡先（市役所内のみ）

お問い合わせの内容	お問い合わせ先	電話番号
防災情報に関すること	危機管理課	0796-23-1111
道路・水路等に関すること	建設課	0796-23-1115
景観・開発等に関すること	都市整備課	0796-23-1712
上水道に関すること	水道課	0796-22-5396
下水道に関すること	下水道課	0796-22-1801
防火管理に関すること	消防本部・予防課	0796-24-1119

市有財産売買仮契約書（案）

収印　入紙　印

売払人 豊岡市（以下「売払人」という。）と買受人　　（以下「買受人」という。）は、次の条項により市有財産売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　売払人及び買受人は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第２条　売払人は、その所有にかかる末尾記載の物件（以下「本物件」という。）を、現状有姿のまま買受人に売り渡し、買受人はこれを買い受けるものとする。

（売買代金）

第３条　本物件の売買代金は、金●●，●●●，●●●円とする。

土地代金：●，●●●，●●●円
建物代金：●，●●●，●●●円（うち消費税及び地方消費税相当額　●●●，●●●円）

（契約保証金）

第４条　買受人は、本契約の締結と同時に契約保証金として、金●，●●●，●●●円を売払人の発行する納入通知書により、売払人に支払わなければならない。

２　前項の契約保証金は、第17条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

３　買受人が第５条第１項に規定する義務を履行しないときは、第１項に規定する契約保証金は売払人に帰属する。また、買受人の責に帰すべき事由により契約が無効又は履行不能になった場合においても同様とする。

４　第１項に規定する契約保証金には利息を付さない。

（売買代金の支払等）

第５条　買受人は、第３条に規定する売買代金から前条第１項に規定する契約保証金を差し引いた額を、本契約締結の日から60日以内に売払人の発行する納入通知書により、売払人に支払わなければならない。

２　売払人は、買受人が前項に規定する義務を履行したときは、契約保証金を売買代金に充当するものとする。

（所有権の移転及び引渡し）

第６条　本物件の所有権は、買受人が売買代金の支払いを完了したときに買受人に移転するものとする。

２　前項の定めにより、所有権が買受人に移転したときに現状有姿のまま本物件の引渡しがあったものとし、又本物件上にある工作物等すべてについても同時に現状有姿のまま引渡しがあったものとする。

（所有権移転登記）

第７条　所有権移転登記に関する手続は、売払人が行う。

２　買受人は、登録免許税等登記に要する一切の費用を負担しなければならない。

３　買受人は、売払人の指示する所有権移転登記に必要な書類を、売払人に提出しなければならない。

（危険負担）

第８条　買受人は、この契約締結のときから本物件の引渡しの日までにおいて、本物件が天災地変その他の売

払人又は買受人のいずれの責に帰すことのできない事由により滅失し、又は毀損した場合は、契約を解除することができる。

（公租公課の負担）

第９条　本物件に賦課される公租公課は、所有権移転後は、買受人の負担とする。

（契約不適合責任）

第10条　買受人は、この契約の締結後、本物件に種類、品質、数量に関してこの契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減免、追完の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

２　前項の規定にかかわらず、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第２条第１項に規定する消費者である場合は、売買代金の減免、追完の請求、損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡し日から２年以内に売払人に対して協議を申し出ることができるものとし、売払人は協議に応じるものとする。ただし、引渡し後、買受人の責に帰すべき事由により、又は、天災地変その他不可抗力により生じた内容については、売払人はその責任を負わないものとする。

３　売払人は、買受人に対し、引渡し時において、本物件及び残置物を現状有姿にて引渡し、買受人は、これを了承のうえ、買受けるものとする。

４　売払人は、前項の本物件及び残置物についての故障・不具合があったとしても、その修復義務を負わず、買受人は、これを了承のうえ買受け、売買代金の変更その他何らの請求もしないものとする。

（用途制限）

第11条　買受人は、本物件を次の用途に供してはならない。

⑴　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動に利用するための用途

⑵　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条第１項に規定する観察処分の決定を受けた団体及びそれらの構成員がその活動に利用するための用途

⑶　破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第５条第１項に規定する処分を受けた団体及びそれらの構成員がその活動に利用するための用途

⑷　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する業の用途

⑸　前４号に掲げるもののほか、公序良俗に反する用途

⑹　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を処理するための用途

２　買受人は、第三者に対して本物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、前項に規定する義務を書面によって承継させなければならず、当該第三者に対して前項に規定する義務に違反する使用をさせてはならない。

３　買受人は、第三者に対して本物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、第１項に規定する義務を書面によって承継させなければならず、当該第三者に対して第１項に規定する義務に違反する使用をさせてはならない。この場合における当該第三者の

第１項に規定する義務の違反に対する責務は、買受人が負わなければならない。

（実地調査等）

第12条　売払人は前条に規定する内容に関し、必要があると認めるときは、買受人に対し、質問し、立入検査を行い、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

２　買受人は、売払人から要求があるときは、前条に規定する内容に関し、その事実を証する書類その他の資料を添えて本物件の利用状況等を直ちに売払人に報告しなければならない。

３　買受人は、正当な理由なく前２項に規定する調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（違約金）

第13条　買受人は、次の各号に規定する事由が生じたときは、それぞれ各号に規定する金額を違約金として売払人に支払わなければならない。

⑴　第11条に規定する義務に違反したときは、金●，●●●，●●●円（売買代金の３割）

⑵　前条に規定する義務に違反したときは、金●，●●●，●●●円（売買代金の１割）

２　前項の違約金は、第17条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第14条　売払人は、買受人がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告その他何らの手続を用いないで、この契約を解除することができる。

（原状回復の義務）

第15条　買受人は、売払人が前条の規定によりこの契約を解除したときは、買受人の負担において、本物件を原状に回復し、売払人の検査を受けて、売払人の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、売払人が原状に回復する必要がないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

２　売払人は、前項の規定にかかわらず買受人が本物件を原状に回復して返還しないときは、売払人が買受人に代わって原状に回復することができるものとし、買受人はその費用を負担しなければならない。

（返還金等）

第16条　買受人は、売払人が第14条の規定によりこの契約を解除したときは、直ちに本物件を売払人に引渡し、かつ所有権移転登記に必要な書類を売払人に提出するものとし、売払人は本物件の引渡し及び所有権移転登記が完了した後に、買受人が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

２　売払人は、第14条の規定によりこの契約を解除した場合において、買受人が負担した契約上の費用は返還しない。

３　売払人は、第14条の規定によりこの契約を解除した場合において、買受人が損害を受けることがあっても、これを賠償しない。

４　売払人は、第14条の規定によりこの契約を解除した場合において、買受人が本物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

（損害賠償）

第17条　買受人は、この契約に定める義務を履行しないため売払人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（返還金の相殺）

第18条　売払人は、第16条第１項の規定により売買代金を返還する場合において、買受人が第13条第１項、第15条第２項又は前条の規定により売払人に支払うべき金額があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

（契約の費用）

第19条　この契約の締結に要する一切の費用は、すべて買受人の負担とする。

（相隣関係等への配慮）

第20条　買受人は、本物件引渡し以後においては、十分な注意をもって本物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

（管轄裁判所）

第21条　この契約に関する管轄裁判所は、売払人の所在地を管轄区域とする地方裁判所又は簡易裁判所とする。

（疑義の決定）

第22条　この契約に関し疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、売払人買受人協議のうえ、定めるものとする。

（特約条項）

第23条　別記特約条項のとおりとする。

（本契約の確定）

第24条　この契約について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定による財産処分の承認が下りた後、本契約を締結する。この場合において、この契約書は地方自治法第234条第５項の規定に基づく契約書となるものとする。

※　売買代金の一括払いを希望される場合、「市有財産売買仮契約書（案）」の第４条及び第５条を次のとおり記述することとします。

（契約保証金）

第４条　契約保証金は、免除とする。

（売買代金の支払）

第５条　買受人は、第３条に規定する売買代金を、売払人の発行する納入通知書により、売払人の指定する日までに支払わなければならない。

特 約 条 項

買受人は、現地、本物件の入札に関する資料（物件調書・物件に関する注意事項）及び下記の容認事項を確認・承諾のうえ買い受け、現状有姿で引渡しを受けるものとし、下記事項について売払人に対し、損害賠償等の一切の法的請求をしないものとします。

記

1　この契約に際し、買受人は売払人に対して、物件の利用計画書を提出するものとします。

2　本物件周辺は第三者所有地となっており、将来開発事業及び建物（中高層建築物等）の建築又は再築がされる場合があります。その際、周辺環境・景観・眺望及び日照条件等が変化することがあります。

3　物件調書に記載する「法令に基づく制限」については、市有財産の売却募集時点における内容であり、将来、法令の改正等により本物件の利用等に関する制限が附加、又は緩和されることがあります。

4　土地の地盤・地耐力調査は行っておらず、新たに建物を建築する際、その建築会社等から地盤・地耐力調査を要請されることがあり、その結果によっては地盤補強工事等が必要になる場合があります。その場合は買受人の負担となります。

5　土地の土壌調査、地下埋設物調査は実施していません。各種調査、土壌改良及び埋設物の除却等にかかる費用は買受人の負担となります。

6　本物件敷地内、建物内にある工作物、建物に付帯する諸設備、備品等が現状のまま引き渡されることを十分に理解し、これを使用する場合において必要となる修繕や整備、安全性の確保については、自らの負担と責任において行うものとします。

7　電柱等の移転・撤去、立木の伐採、雑草の草刈、フェンス・囲障・擁壁など地下・地上・空中工作物の補修・撤去などの負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体の如何を問わず、売払人は一切行いません。越境物の処理についても、買受人において相隣関係で話し合ってください。契約後に判明した場合も同様とします。

8　契約不適合責任は第 10 条に規定するとおりですが、建物は 1983 年築（幼稚園棟）、2005 年築（プール附属棟）であり、経年相当の自然損耗・経年変化が認められます。買受人はそれを承認し、それを前提として本契約書所定の代金で本物件を購入するものです。買受人は、建物の引渡し後に自然損耗、経年変化による劣化・腐食等を原因とした、水漏れ、ガス漏れ等の設備の故障等があったとしても、それらは契約不適合に該当するものではなく買受人の責任と費用で補修するものとします。

9　建物へのアスベストの使用状況は、物件調書に記載したとおりです。売払人は、建物のアスベスト調査を行いません。また、アスベストが発見されても売払人は責任を負いません。

　アスベストを含有したアスベスト成型板は、2004 年 10 月にその製造・使用が禁止されるまでは広く使用されていましたので、1983 年に建築された本件建物（幼稚園棟）の一部にも使用されている可能性があります。アスベスト成型板は、通常の状態で使用されているのであれば、そのこと自体で健康被害の心配はないとされていますが、増改築や解体にあたっては、飛散防止の措置が必要となります。そのため解体工事費用が割高になるおそれがありますが、その費用負担は買受人の負担となります。

10　本物件地域には自治会（町会）等があります。よって自治会（町会）費用や取り決め等がありま

すので、買受人はそれを遵守するものとします。またゴミ出しも自治会（町会）等の指示に従ってください。

11　買受人は、本物件の引渡し後、速やかに自治会（町会）に対し挨拶を行うものとします。

12　買受人は、本物件の利用又は事業の実施にあたり、事前に自治会（町会）に対して事業の内容等を説明する等、誠意をもって連絡・協議を行い、自治会（町会）との良好な関係を維持・形成するよう努めるものとします。

13　買受人は、自治会（町会）に対し、事前の説明や協議を行わずに、急な接触により同意書その他の書面への押印を求める等の行為をしないものとします。

14　買受人は、本物件の利用又は事業の実施に当たり、実際の管理運営者が買受人と異なる場合には、当該管理運営者と自治会（町会）との間で円滑に連絡・協議が行われるよう、必要な引継ぎ及び連携（いわゆる顔つなぎ等）を行うものとします。

……以下余白……

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、売払人及び買受人が記名押印（署名捺印）のうえ、各自１通を保有するものとする。

年　　月　　日

住所　兵庫県豊岡市中央町２番４号
売払人　　豊岡市
氏名　豊岡市長　　門　間　雄　司　　㊞

住所
買受人
氏名　　㊞

土地の表示

所在地	豊岡市土渕字田向１番５
公簿地目	学校用地
公簿面積	３，７１８平方メートル

建物の表示（未登記）

①	幼稚園棟	構　　造	鉄筋コンクリート造　陸屋根・瓦葺　平家建
		延床面積	４１３．１５平方メートル
		建築時期	１９８３年（昭和５８年）新築
②	プール附属棟	構　　造	鉄筋コンクリート造　合金メッキ鋼板葺　平家建
		延床面積	８２．００平方メートル
		建築時期	２００５年（平成１７年）新築

主な構造物の表示

①	プール	構　　造	ＦＲＰ槽
		仕　　様	２５メートル×６レーン ・ 幼児プール
		整備年次	２００５年（平成１７年）

財産処分の承認が下りたことを了知し、本契約の締結を確認した。

年　　月　　日

住所　兵庫県豊岡市中央町２番４号

売払人　　豊岡市

氏名　豊岡市長　　門　間　雄　司　　㊞

住所

買受人

氏名　　㊞

参加申込書類等一式

１．入札参加申込書
２．誓約書（入札参加申込用）
３．豊岡市税の調査に関する同意書
　　（豊岡市に納税がある場合）
４．入札書
５．入札書封入用封筒に貼付する表書き
６．市有財産売却の入札における注意事項

豊　　岡　　市

入札参加申込書

年　　月　　日

豊岡市長　様

〔申込人〕住　　所

氏　　名

電話番号

「共有名義の場合」
〔共有者〕住　　所

氏　　名

電話番号

『2026年度第３回市有財産（土地・建物）売却一般競争入札【募集案内】』記載の事項を了承のうえ、下記物件の売払いを希望しますので、本入札参加申込書を提出します。

なお、落札後の買受けに際しては、提示された条件等を堅く守るとともに、代金を指定どおり支払います。

また、市有財産売却の媒介 (※1) による申込みではありません。

記

１．物件の表示

物件番号	所　　在　　地	公簿面積（㎡）

※『2026年度第３回市有財産（土地・建物）売却一般競争入札【募集案内】』中の物件表示のとおりご記入ください。

２．申込者の該当区分に〇印をつけてください。目的欄は簡潔に記入してください。

申込者の区分	目　　的
法人　・　個人	

３．売買代金の一括払いについて

□希望する。　　□希望しない。

上記のいずれかの□に✓を記入してください。

４．申込書添付書類

⑴　誓約書（入札参加申込用）

⑵　税の滞納がないことの証明書等（共有の場合、該当者全員分）

⑶　住民票（共有の場合、該当者全員分）

（法人の場合、法人・商業登記簿謄本、若しくは登記事項証明書（履歴事項全部証明書））

※　市は提出された書類等を返却しません。

⑷　入札書（指定する封筒に入れること）

※1　市と兵庫県宅地建物取引業協会、市と全日本不動産協会兵庫県本部との間で締結した「市有財産売却の媒介に関する協定」に基づくもの

（入札参加申込用）

誓　　約　　書

年　　月　　日

豊岡市長　様

（申込者）
住所又は所在地
氏名又は法人名　　㊞
及び代表者名

私は、豊岡市が執行する『2026年度第３回市有財産（土地・建物）売却一般競争入札【募集案内】』の申し込みにあたり、下記の事項を誓約します。
なお、下記事項について該当の有無を確認するため、豊岡市が調査されることに同意します。

１　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当しません。
２　過去２年間に、豊岡市市有財産売払いに関し、競争入札の公正な執行を妨げ、若しくは落札者の契約を妨げ、又は正当な理由なく契約を履行しなかったことはありません。
３　国税及び地方税に滞納はありません。
４　破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申立てをしていません。
５　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていません。
６　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員その他反社会的団体及びそれらの構成員又はこれらのものから委託を受けた者ではありません。
７　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条第１項に規定する観察処分の決定を受けた団体及びそれらの構成員又はこれらのものから委託を受けた者ではありません。
８　破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第５条第１項に規定する処分を受けた団体及びそれらの構成員又はこれらのものから委託を受けた者ではありません。
９　購入する財産を、前３項の規定に該当する者に譲渡又は貸与しません。
10　購入する財産を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に定める風俗営業、同条第５項に定める性風俗関連特殊営業、その他これらに類する営業の用途に供しようとする者ではありません。
11　購入する財産を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定める一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の事業の用途に供しようとする者ではありません。
12　購入する財産を、前２項の用途に供することを目的とする者に譲渡又は貸与しません。
13　購入に際し、物件、主な売買条件、説明等、すべて承諾の上で申込みますので、後日これらの事柄について豊岡市に対し一切の異議及び苦情を申し立てません。

豊岡市税の調査に関する同意書

豊岡市長　様

年　　月　　日

【申込者】

個人	住　所	
	フ リ ガ ナ	
	氏　名	㊞
	生年月日	西暦　　年　　月　　日
	電話番号	
法人	所在地 （本社および営業所等）	（本社） （豊岡市内に営業所等がある場合はその所在地も記載）
	フ リ ガ ナ	
	法人名および代表者名	㊞ ※ 豊岡市内に営業所等がある場合も本社で記名押印ください。
	電話番号	

1　『2026年度第３回市有財産（土地・建物）売却一般競争入札【募集案内】』の参加申し込みにあたり、豊岡市税の納税状況について、豊岡市が調査することに同意します。

2　調査の結果、滞納がないことが確認できないときは、申込の受付が取り消されることについて異議ありません。

＜重要＞

『豊岡市税の調査に関する同意書』に関していただいた個人情報は、『2026年度第３回市有財産（土地・建物）売却一般競争入札【募集案内】』参加の条件審査のみに使用します。

いただいた個人情報が外部に漏れることは一切ありません。

入　札　書

１．入札する物件　　物件番号　26－2

２．物件の所在地　　豊岡市土渕字田向１番５

３．入札金額（消費税込み）

										円

上記物件について、現地及び『2026 年度第３回市有財産（土地・建物）売却一般競争入札【募集案内】』等を熟知のうえ、上記金額をもって入札します。

年　　月　　日

豊岡市長　様

〔申込人〕住　　所

氏　　名　　㊞

「共有名義の場合」
〔共有者〕住　　所

氏　　名　　㊞

※注意
１　当該物件の予定価格以上の金額を記入すること。
２　金額は、訂正しないこと。
３　印鑑は実印を使用すること。
４　￥マーク、入札年月日を記入すること。
５　売買契約価格の内訳は、落札価格を予定価格内訳で按分計算した価格とします。

市有財産売却「入札書」在中

豊岡市長　様

件名　物件番号 26－2　　豊岡市土渕字田向１番５

年　　月　　日

入札者　住所

氏名

切り取り線

※　破線に沿って切り取り、市販の長３封筒に貼付し入札用封筒を作成してください。

市有財産売却の入札における注意事項

『2026年度第３回市有財産（土地・建物）売却一般競争入札【募集案内】』に基づき入札を行いますが、入札書の提出について、次の点に注意してください。

入札書について

⑴　次ページの「記入の仕方」を参照の上、入札書を記入してください。

⑵　**ボールペン等を使用し**算用数字（１・２・３等）により、はっきりと記入（右詰）してください。

⑶　**金額の訂正は、無効**となります。金額記載を間違えた場合は、別の用紙を使用してください。

⑷　￥マーク、入札年月日を記入してください。

⑸　**申込人の住所・氏名欄には、入札参加申込書に記載した住所、氏名を記入**してください。

⑹　**申込人本人**が入札書に押印する**印鑑は実印**です。

⑺　前ページを切り取り、市販の長３封筒に貼付し入札用封筒を作成してください。

⑻　作成いただいた封筒には**入札書のみ**入れ、糊付の後、封筒の綴じしろ部分に実印で封印して提出してください。（下記参照）

【封筒の表面】（例）

市有財産売却「入札書」在中

豊岡市長　様

件名　物件番号 26－2　　豊岡市土渕字田向１番５

2026年●　月●　日

共有の場合は、代表者の方のみの記名押印で可

入札者　住所　豊岡市豊岡町豊岡１番地

氏名　豊　岡　太　郎　豊岡

【封筒の裏面】（例）

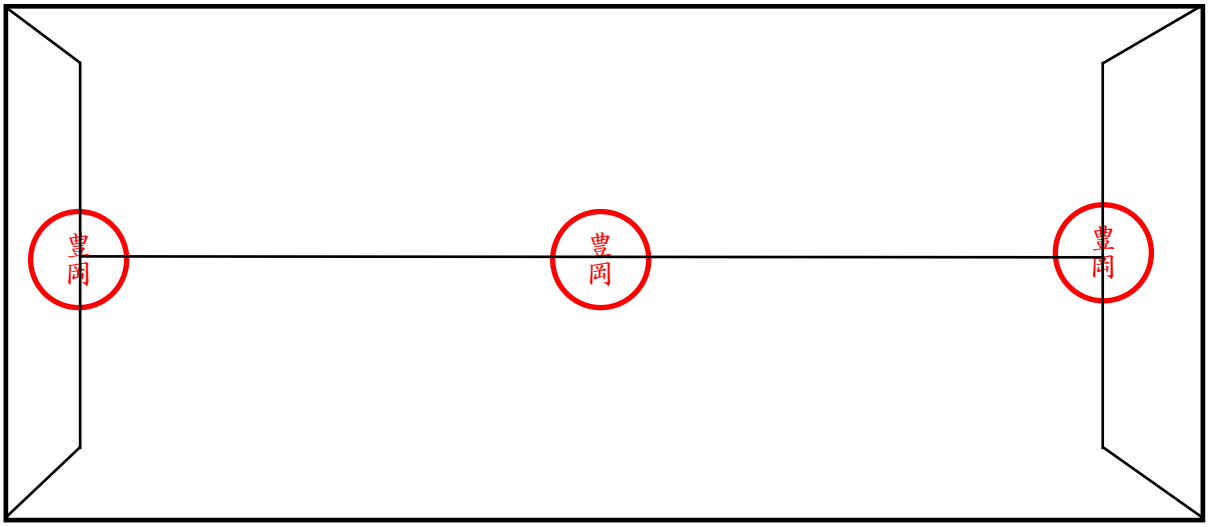

記入の仕方

入　札　書

１．入札する物件　　物件番号　26－2

２．物件の所在地　　豊岡市土渕字田向１番５

３．入札金額（消費税込み）

	￥	1	1	0	0	0	0	0	0	円

上記物件について、現地及び『2026 年度第３回市有財産（土地・建物）売却一般競争入札【募集案内】』等を熟知のうえ、上記金額をもって入札します。

2026年●月●日

豊岡市長　様

〔申込人〕住　　所　豊岡市豊岡町豊岡１番地

氏　　名　豊　岡　太　郎　㊞

「共有名義の場合」

〔共有者〕住　　所　豊岡市豊岡町豊岡１番地

氏　　名　豊　岡　花　子　㊞

共有名義の場合のみ

※注意

1　当該物件の予定価格以上の金額を記入すること。
2　金額は、訂正しないこと。
3　印鑑は実印を使用すること。
4　￥マーク、入札年月日を記入すること。
5　売買契約価格の内訳は、落札価格を予定価格内訳で按分計算した価格とします。

利　用　計　画　書

<table>
<tr><td>利用計画</td><td colspan="4">全体の事業計画・業務内容</td></tr>
<tr><td rowspan="3">土地・建物概要</td><td>土地利用計画</td><td>㎡</td><td>整備・改修等</td><td></td></tr>
<tr><td>建物利用計画</td><td>㎡</td><td>整備・改修等</td><td></td></tr>
<tr><td>整備等期間</td><td></td><td>整　備　費　等</td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">資金計画</td><td rowspan="2">初　期　投　資</td><td rowspan="2"></td><td>自己資金内容</td><td></td></tr>
<tr><td>借入資金計画</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">運営事業費</td><td rowspan="2"></td><td>自己資金内容</td><td></td></tr>
<tr><td>借入資金計画</td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

当該物件を上記利用計画に基づいて使用します。

年　　月　　日

（買受人）

住所又は所在地

氏名又は法人名

及び代表者名